

令和3年2月8日

各チーム代表者各位

市原市サッカー協会第4種委員会  
委員長 石井 昭夫

### 緊急事態宣言発出における活動について（第2版）

緊急事態宣言が10都府県で、3月7日までと延期されました。つきましては、下記の通りの措置と致しますのでご了承ください。

#### 記

1. 緊急事態宣言が発出され1か月が経過した為、選手の体調管理を十分に行い、選手のコンディション維持等のための活動する場合は以下に示すように、感染症対策は万全を期した上で実施すること。

2. 期間は1月9日（土）～3月7日（日）までとすること。

※緊急事態宣言の解除時期に伴うものとします

#### 【関係する事項】

- ・対外試合、交流試合を行わない。
- ・身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は避ける。
- ・個人練習を中心に基礎体力の向上、個人のスキルアップを目的とした活動とする。
- ・練習時間を通常活動より短縮する。
- ・選手の参加については保護者の理解を得ること。

#### 【その他】

・当委員会発行の「新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（第2版）は継続して適用します。万一チームに感染者が発生した場合等については引き続き当該通知の内容が適用されます。

・市協会主催の大会行事については、詳細については決まり次第、競技部より連絡します。

問い合わせ先

市原市サッカー協会第4種委員会 事務局 菅原 孝弘  
(TEL) 090-5788-3049 (E-Mail) tak-1124dn2@docomo.ne.jp